

太宰管内志

豊後之三

日田郡

球珠郡

三五三

和書門	二九六〇一	二函	八二冊
類	號	架	冊

和書	二九六〇一	二函	八二冊
類	號	架	冊

内閣文庫	
番號	和 29601
冊數	82 (76)
函號	176 44



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Table with approximately 10 columns and 15 rows of faint Japanese text. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. The layout appears to be a structured list or ledger.

太宰管内志

豊後國三卷

日田郡

筑前人伊藤常足編録

延喜式云豊後國日田郡あり。和名抄云豊後國日高比と有

高ハ田を誤るりと云れ色ハハカト同書九卷又肥前國小城郡高来多久と見元ぬれを誤り又もあざるべきり。

名義ハ風土記云昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇征伐球

磨贈於凱旋之時。筑後國生葉行宮幸於此郡。有神名曰久

津媛。化而為人參迎。辨申國消息。因斯曰久津媛之郡。今謂日

田郡者訛也。云何。又豊西記云物又古日田郡又湖水あり。

昔管不合尊の時。一大鷹来りて此湖水鳴動きて。遂々西南の光みまぎれて。北に飛去る。此時湖水鳴動きて。遂々西南

の岸辺と水落盡して其地平原となる羽を漬せし處なれ
む後日田といひ其の三島ハ三岡となり湖水の流落し
道ハ河となる三岡と云ハ先東なるを日隈山といひ北な
るを月隈山といひ西なるを星隈山といひ其川ハ筑後
流出る因筑後河と云一説又孝安さて此郡事世々の
天皇の御時なりと云と見えあり

書等見えあるハ國造本紀又比多國造志賀高穴穗朝御
世葛城國造止波足尼定賜國造葛城國造事ハ同書又葛城
國造檀原朝御世以劔根命

為葛城國造まくと神武天皇紀二年件又劔根者為葛城國
造とありさてと又止波足尼とありハ劔根命の子孫
なり此外物又兄あり事なし劔根命事ハ當郡荒田
件又聊いへるを考ふべしさて龜山隨筆又新撰姓氏錄
ハ飛多真人路真人同祖出自敏達天皇皇子難波王とあり
りまこと同書又比多國造趾と云との又連郷善鳴錄五卷又
田島村會所宮山麓又ありといへり

釋忍辱在俗号恒雄豊後州日田郡藤山村人也云云正海制

殺業雄不敢遵有朝登山見一白鹿乃射之應弦而斃時有三
鷹從檜梢來一則用箭拔箭一則舒翼摩瘡一則檜葉汲水啣
來飲之鹿乃甦而走雄觀之竊知是神之靈像也大懼投到正
之前悔過乞為弟子正遂度之名忍辱云云遂繩正之武為靈
仙之二世矣トアリ正ハ魏國ノ善正ヲ云彦山靈仙寺ノ開
基ナリ續後紀十二卷又美和九年八月庚寅太宰府言豊後
國言前々正六位上中井王私宅在日田郡及私營田在諸郡
任意打損郡司百姓因茲吏民騷動未遑安心云云政事要略
廿七卷又

右少史肥田宿禰延云云正曆四年十月七日とあり肥田
宿禰ハ比多真人同祖とて、の日田より出あるとあり

字依大鏡又豊後國日田郡五箇所三尾田田數八丁行
有四至

田村田數十五田島別府田數三十六今泉田數一町石井別

府右之田地四件五箇所者本荒野空闲之地也而以本長元

九年二月廿八日府權檢非違使早部為行申請隨進刀祢大

領大奴紀朝臣之證判令閑祭居住殖立多桑彼為行死奪之

後女子早部妙高子以永義三年二月十日任為行證文并府

下文等旨可領掌之由賜廳宣畢以同月廿一日得大領大藏

千負施行畢以永義七年三月十日同賜府下文畢爰以天

喜二年之頃妙高子令進上彼所領於太府之間自太府被須

長門講師負惠家之間字佐宮御領肥前國藤津郡桑垣二所

略之彼兩所為遼遠之間不叶神事以天喜二年八月廿五日

相轉之狀云件藤津雖為宮領依為遠國用送之間不便宮用

自以罕籠仍尋便宜以近郡日田郡散位大藏朝臣永明進府

桑限永年相轉申既畢者豐鐘善鳴錄五卷叙智元傳云云

延久初豐州日田郡守宇佐永李日田為考鬼監大夫新建永

興寺請元主之卜アリ日田家譜云六代大藏永興上云人ア

リ此人ノ為ニ立タル寺ナルベシ東鑑十七卷云建仁二年

九月十日今日御鞠有三箇度人數云云肥田八郎宗直等也

同三年二月十六日有御鞠云云肥田八郎等參此外三月四

日七月十八日等件又也肥田同書世四卷云肥田

四郎九衛門尉同書四十卷云建長三年三月一日造閑院殿

雜掌事云云橋一所肥田次郎跡云云河堰六丈日田四郎跡伊

太兵衛尉同書四十七卷肥田次郎左衛門尉八幡

訓又文永十一年十一月蒙古賊筑前肥田相屋三百餘騎襲來事云云件也

肥田相屋三百餘騎襲來事云云件也いま考得八

弘安圖田帳日田莊五百町内四百五十町領家二條帥入道殿御跡御家人地頭職日田

弥三郎永基法名竹田別府二十町二段領家清水谷大納言

殿家跡地頭職豊前大炊入道殿女子帳頭書大友家譜大炊入道女子親秀女

伯殿も中將殿も持明院別當室家跡小田原次郎景泰

法名寂佛同五郎景卿買領之由申田島由布石井今泉二十二町

清水谷大納言殿跡得善名六町字佐弥勒寺領是日田莊

田郡諸莊を統云名よて別日田應永戦覽記下卷豊前

國岩石城合戦件三番日田淡路守宗親八百餘騎云云日

田源左衛尉宗房豊前古城考略應永元年日田陸奥守二

男日田判官盛道守豊前岩石城應永戦乱一卷應永四年九

易官軍日田陸奥守志成ま五月大内義弘豊後國打

入て日田陸奥守山田城を三日三夜責落し日田降参

九易軍記應永六年正月廿三日大友親世豊前

り海東諸國記辛卯年豊後州日田守護親常遣使来朝其

使言親常今大友殿政親之弟也云云同時来琉球使博人信

重日親重五子一曰五郎即政親辛三十餘當為嗣二曰親常

年二十餘。今為日田守。云云。親常大友殿異母弟。辛卯年遣使
來朝。書稱日田郡守護修理大夫大藏親常。國光庚辰年遣使
來報。我漂流人。丁亥年又遣使來賀。觀音現像。書稱豐後州日
田郡大守源朝臣國光。森氏云。日田郡。乙國光
と云人ハ昔より聞元以。日田家譜云。
日田家之始祖云云。同書云。六代号大藏永興。其子永季。後三
條院建久三年於禁庭相撲。節會与出雲
國住人鬼童又各小冠者為番勝之。其歸路至日田郡
鶴河内村。薄云云。と見元每り。數代之
後。至七郎九日田家。血脈絕。因是大友刑部大輔氏時。二男氏
世。繼日田家系。氏世元七郎九之姉婿也。絶
日田家之後。改氏世号永世。氏世。義子。親常。廢
日田家。姓大藏。稱本姓大友。雖然世人猶稱之日田殿。親常五
世之孫。親將。以為柔弱。為臣下諸民。被疎。遂受本家大友義鑑

之怒。身死家絕。云云。豐後國軍記略云。文祿三年。以宮木長次
郎。令為玖珠日田兩郡守代。給此時宮木新築日田郡日隈城。
居之。同四年海部柵牟礼山城主毛利伊勢守高政。為日田郡
日隈城代。居之。云云。慶長五年九月云云。日田郡日隈城。并玖珠
郡角牟礼城者。共為毛利民部太輔居城之間。留主兵鼈城之。
黑田如水斬。遣家老栗山四郎右衛門。令受取之。於角牟礼城。
者。鄉人等多鼈之。栗山喻鄉人等。終令開城。又遣使於隈城。雖
勸降參。城兵不肯。刺於長政領内。下毛郡山國內倉谷。晝夜討。
燒拂一村。依之。栗山急押。寄日隈城邊。欲討果之。城兵見之。頻
乞降參。栗山則請取城。且以飛脚注進。此由於如水斬。如水斬

大悦 此時如水野栗山を望むもの 抱へしめられありと云か。の内奉公

以母里与三兵衛管七郎兵衛百富長世法印為日隈城番命

栗山令入于中津川城 此時如水野富来城 など見えあり。

今日田郡長山御陳屋とて西國郡代住む館宅あり。是日隈

ありて長山と近し。隈町よりハ西又ありて殊又近し。ち

日隈と云所より煙草をいどす名産あり。筑前ふと来ぬ

りて賣るもの不し。かくて龜山隨筆云。日田家の先祖永

季の靈を出雲國に奈て相撲神と云由。早くよりきけるを

近比出雲大社社人枕々氏云く。出雲の相撲神と云ハ。

松江城より六里をり西北方なる秋鹿郡に在て。日田神

り。故おろか。家譜に相撲を取しと云。永季ハ後三条院の

御代の人なるべし。宇佐大鏡云。延喜の比より大藏永明東鑑云

へある肥田八郎大藏三郎等が事を云。家譜豊西記等云。

るべし。まよと豊前國下毛郡山國雲八幡社にあり鏡名云。應

永世六巳亥九月日大檀那大藏氏女賢耀大藏永種とある

の比と云事さど。よも志やうと云り。本朝武家大系

と。肥田系図と云。この見えぬれど。日田より出ぬ

り。かくて郡大様ハ風土記云。日田郡郷伍所。一驛壹所。和

鈔九卷云。日高郡在田夜閑。亘理。父連。石井。已上五郷なり。さ

安伎。伊美。来繩。田涂。津守とあるハ。正しく國崎郡の郷名を

混入志と云なり。さて風土記解云。因て考ふる云。和名抄印

本云。日田郡諸郷を海部郡の下に挙あり。その已下五郷ハ今

て。日田を日田郡の如くにして載あり。その已下五郷ハ今

の現云。日田郡の郷名なれを解の説云。よりて此處ハ挙つ

解。説ハ海部郡下引出あり。まよ同書の説云。和名抄云。所

大山津江五馬四莊尚委可見
又後みひき出く論ふべし
又後みひき出く論ふべし
又後みひき出く論ふべし

田郡五百六十一町
一本云七百六十餘町
亦曰七百町亦云
六百町日田郡高三万一千四百九十石

二斗二日田莊
諸莊を統
言名なり竹田別府田島由布石井今泉得善

名大肥莊
是ハ文を省きて地名
のをもを華みりなり
風土記解又日田郡云云其

疆域幅員東抵玖珠郡界西抵筑後國生葉郡及肥後國菊池

山鹿二郡界東南抵肥後國阿蘇郡界北抵豊前國下毛郡

ハ田河郡よも及筑前國上座郡界東西五里餘南北
交とり

山縁起豊鐘善鳴録等又欽明天皇の比豊後國日田郡藤山
恒雄と云者あり常又將を樂と凡ある日豊前國彦山よ入

く僧の岩窟中又持念志ころを見ろ遂よ随て僧と成て初
く彦山よ佛舎をたつ彼岩窟中又ありしハ魏善正と云僧

なりしと有り今も彦山よ持明神とて坂の側よ恒雄を
奈る社あり神像ハ金銅よて甚工妙なりかの藤山村よ今

も恒雄が宅址と云このあり云とありとて近比常足彦
山より日田郡内よこのあり云とありとて近比常足彦

と當國日田郡との堺よカクメキ峠と云處あり是より東
南日田方よ下坂路甚けし何窟と云て窟中を通り

ぬけて下處あり甚めづしき物なり此辺よ日田郡の
人家よ出るまで二里許の間をべて石ハ丸くして山水の

清らなる事彦山よ異なり比ハ三月より四月の交な
りしが彼がかりメキより日田郡内ハをべく蛙の多くそむ

處よてあたれも我國の墓などの如しかむあは蛙の多き
處よよくあつとぞ思ふ其後國人よきけむ玖珠川大山

川稻葉川などよも蛙多しと
語きりしなり

○大原八幡社

寄附狀よ寄進豊後國日田郡大原八幡宮筑前國夜須莊内

田地五拾町冬頼尚直地頭職事右為直冬頼尚已下逆徒退治

爰向候間合戦之勝利偏依神明之加護所寄附彼地是併為

天下泰平四海安全殊將軍繁榮寄進之狀如件觀應二年二月廿五日とあり大原八於保波良と訓べし地名あり祭神應神天皇玉依姬神功皇后已上三神なり社記畧小日田郡鞞編郷田島村大原八幡社者其初出顯于馬原村岩松峯其後社座于同郷永來里村大原依是貞觀十三年大藏永弘者建神社于大原祭之其後美徳之比日田郡司某請太宰權帥大江匡房朝臣令書大原社之額字大波羅野御屋新呂已上八字書之二行建久之比當國守護職大友允近將監能直興隆此社祭礼其時書翰今猶在神官橋氏家其當名書宮大夫殿橋本氏至今号宮大夫及定國中七社以當社為其内之一社又足利直冬落去之時將軍以頼尚直冬之所領筑前

國夜須郡内五十町寄附于當社其狀今猶存其後以豊後國別為東西二方以柞原八幡社為東方大分海部直入大野四郡之宗社以大原八幡社為西方國東速見玖珠日田四郡之宗社云云至天和之比領主石川主殿頭以當社自永來里村之大原移今田島村之大原云云神祭者二月初卯三月初卯神事自十二日至八日六月名越神事八月放生會神事猶年中小祭多有之云云とあり奉社ハ南向なり樓門東西ニ廻廊あり又浮殿御炊屋詰所末社八區あり東口ニ石鳥居あり口ニ石鳥居あり此處ニ神馬屋あり神官正神主橋本出雲宣祢長三候遠江大宮司鈴木益人權神主橋本式部上官橋本宮内同橋本内記

同橋本掃部中官新座河内同熊谷帶刀同橋本九門下官三
侯主計已上社地居住櫻木常陸橋本集人梅原淡路三侯和泉已上宅
神官すべて十四人あり至今昔當社神官与日田郡之代官有
争事立除大原之時持彼八字之額云其子孫為筑後國竹野
郡土民至今持傳彼額云
○五馬媛社イッマヒメ
社記畧云日田郡五馬莊五馬市村五馬媛社者祭祀九月云
云春樹云五馬媛祭其市立間ハ每夜男女知不知行合ても
即相交接る事なり處女ハ元より人妻と云へども是も交
接するも其夫ぬる者是を科む事なしそハ其夫ぬる者

も亦他婦も交るが故なり此事いと猥カかもしき風俗も似
ぬれど筑波領の耀歌會などの遺風なるべしされむこゝ
なるも古ハハハハ市などや唱へたりけむ今ハハハハ市
と唱ふるなり此祭のモタもあつた大野郡御嶽の祭又直
入郡朽綱御嵯峨社の祭なども全く是も同じと云ふ今按
こハの方言も男より志ひて女も交はるをカクゲルと
いふなり是なるべしさて筑波嶺の耀歌會の事ハ万葉集
九卷巻に登筑波嶺為耀歌會日作歌一首並短歌鷺任筑波乃
山之裳羽服津乃其津乃上尔率而未通女壯士之往集加賀
布耀歌尔他妻尔吾毛交年吾妻尔他毛言問此山乎牛掃神
之從来不禁行事叙今日身者目事毛勿見事毛咎莫反歌男
神尔雲立登斯具礼零沾通友吾将反哉石伴歌者高橋連此社
麻呂歌集中出注文耀歌者東俗語曰賀我比とあり此社
事ハ重収て委し考ふべし

○兵林寺

豊鐘善鳴録四卷。明極禪師諱楚俊。元明州慶元府黃氏子。云云。至順庚午。應書幣東渡。當元德二年也。將入上都。路由豊後。有日田郡守宇佐一作大藏者訛也。永貞礼崇留師數月。新構二蘭若。起師称閑山。師以其境似支那嶽林。名曰松陽山嶽林。永昌寺。既而達洛とあり。春樹云。日田郡亘理郷友田岳林寺と云。古傳云。日田郡司日田出羽守永敏。是を造せりと云。禪宗よして。閑基をろこ。元朝僧明極楚俊禪師なりと云。又元弘三年。後醍醐天皇より給ひし宸翰あり。其文云。岳林永昌禪寺とあり。又康永年中。の尊氏將軍の公訟と云。之のあり。

辨へがくき物なかり其書今よのふれ也。其外辨官より出ぬる古文書あり。

中比將軍家より友田村の内にて。岳林寺に三十石の寺産を賜ひしより。代々の御朱印あり。

○兜率寺

豊鐘善鳴録三卷。大智禪師肥後州宇土郡人云云。延元戊寅。長谷部信雄建太平山兜率寺于豊後津江莊兵藤村。云云とあり。兜率寺の事いまだ考へず。

○石井神社

社記略云。日田郡津江莊石井神社云云。春樹云。津江莊石井村石井神社あり。山を劔納山と云。寛平の比村民劔を掘出

しある事有しを。又是を山に納めたれを志ありの由。豊西
記にも見えあり。是百練抄に出ある故事なるべし。百練抄
説ハ下
津莊件ハ石井神社此郡にしてハ大社なり。祭礼なども甚
引出べし。
嚴重なりと云也。此社事いよく委しくも
考へず。

○戸山社

彦山日記。豊後國日田郡夜閑郷戸山社者。彦山之別社也。
云云。春樹云。夜閑郷東に高山あり。戸山と云。山上に神社あり。
古處なり。近年此山より經筒を掘出せり。其銘に康治年
号を彫付あり。又云戸山ハ其形日枝山を湖水より見ると
異なり。ず日田の平簿こども七隈豆田の遠
よ見えろよよろし。山中すべて櫻多し。花盛よハ二三里も
遠處よりとるよいと白く白ひてめであり。其中よよの常

の標ハ多くなくして。□葉の物甚多し。此の國もかむ
あり。標の多きハいまだ聞及はず。只心うきハ此山に登て
見ろ時ハ大樹多くして。櫻を掩へれもあざやろよ見えず。
されども溪川の西なる竜ヶ鼻の山よりとるよちさまた
ぐるよの

○永貞寺

豊鐘善鳴録五卷。元叙智傳延久初。豊州日田郡宇佐永季。日田氏

為考。鬼監大夫。新建永貞寺。請元主之とあり。さて日田家譜
に。六代大藏永貞とあり。此人の為に建立せしなるべし。此寺
の事いよく大分郡にも永貞寺あり。其事ハ五卷にいへず。
考へず。

○巨理郷

和名抄に。日高郡巨理郷あり。印奉巨を日と誤る。今風土巨
記解の説に因て。巨は改む。

理ハ和多利と訓べし。陸奥國巨理郡巨理ハ和多利などあり。名義ハ渡るべき

河有よ依く負せりと聞ゆ。其川の事ハ日田川、件よ委く云るを考合せてし。さて肥前

風土記よ、養父郡巨理郷昔者筑後國御井川、川ノ渡瀬甚廣、人畜難渡、於茲纏向日代官御宇天皇、巡狩之時、就生葉山、為船

山、訖高羅、為梶山、造備船漕渡人、さて龜山隨筆よ、日田郡巨物、因曰巨理郷などあり。

理郷ハ郡西よ在て、今十一村をそぶ、其聚落を渡里村と云。

○肝等屯倉

安閑天皇紀よ、二年五月甲寅、墨國肝等屯倉。取音云云とあり。

全文ハ此卷の三丁又肝ハカムの二音よ假りある

り。又引出來り。又肝ハカムの二音よ假りある

の内よハ聞えぬやうなれを、まづ唐橋氏の説よ因てかの

馬莊苗代部村加戸と云處、其趾なりと云。豊後國志ハ、風土記解の作者

と同人よて、直入郡岡官唐橋氏が造まる書なり、さて宣化天皇紀よ、元年五月筑紫肥豊三國、屯倉を筑前國那津、口

又移聚め賜ふ事見えあり、これを此

○荒田驛

延喜式よ、豊後國荒田驛あり。和名抄よ、日田郡在田とあり。荒田も阿利多

と訓へし。荒田も在田と云む、阿良多と云む、伊國在田、阿利太、な

など見えぬ、上よ、今ハアリタと唱ふる由なれ、荒田を

も阿利多とハ訓つ、さて荒をアリとも訓む例ハ荒磯をア

類なり、云名義も荒田直の任、一處などよて負せ、るべ

し、姓氏録和泉國よ、荒田直、高魂命五世孫、劔根命之後也、と

寺祖なる事神武天皇紀國造本紀等も因之知る。日田郡

聊云ろさて龜山隨筆は日田郡在田郷小寒水村は札本町

札町とて聊の町あり是古の荒田驛趾なるべし此處上

代は玖珠郡も通し道筋と聞ゆ。今ハ官道の筋はありぬと

ろ例なれむ今も此辺里人ハ官道を行かばして札町あり

直は玖珠郡も至るなり。又玖珠郡内四日市村ハ魚返村町

より通ふも序ついでり。龜山云云已下細注は細る

○石井郷

和名抄は日高郡石井郷あり石井ハ伊波韋と訓べし名義

ハ風土記は日田郡石井郷在郡昔者此村有土蜘蛛之堡不用石

築以土因斯名曰無石堡台後人謂石井郷誤也云云とあり。此

の續ハ阿蘇川件又日田川件ハ委く引出むと故よこ

石井以之井など其外は井と唱ふる由なれむ志のよむべき

田郡なるハ今もいし井と唱ふる由なれむ志のよむべき

れむさよとつさて龜山隨筆ハ日田郡石井風土記の比

よと習ハ是もいハ井とをよとありけむを後みいし井とを

の名あり今も細村の川辺ハ清き石井ありと云ふは此

代の書なれむ先さて宇佐大鏡は日田郡石井別府圖田帳

など見えあり又風土記解は石井郷今管十四村其聚落曰

石井邑在三隈川南蓋古昔此地方及津江大山二莊總稱石

井郷云とあり。又同書に無石堡の跡。今ハ詳なる故ふし。

○阿蘓川

風土記石井郷中有河名曰阿蘓川。其源出肥後國阿蘓郡

小國之峯。流到此郡郡一本。云云とあり。阿蘓ハ安曾とよ

むべし。名義ハ肥後志中卷阿蘓郡件云べし。さて風土記解又阿

蘓川有三源。其一発肥後國阿蘓郡畑辺。其一発直入郡九重

山。北二水會阿蘓郡小國市原。至本郡五馬莊出口。其一発津

江莊川原。北流至出口。三水合流經大山莊。會球珠川。今謂大

山川是也とあり。龜山隨筆云。凡土記解云。いへる大山川則

と云處までハ南方なるを大山川といふ。北

○球珠川

風土記石井郷件云。阿蘓川云云。到此郡。即通球珠川云云とあり。

球珠ハ久須とよむべし。名義ハ球珠郡件云。委く云べし。さ

て風土記解又球珠川。其源発直入郡九重。大船両山間。出球

珠郡田野。横流郡内。至本郡五馬莊。西流會阿蘓川。是也。風土

記鞞編郷件云云。中有川曰球珠川。其源從球珠郡東南山出。

流到石井郷。通阿蘓川。會為一川。今謂日田川。是也とあり。不

次なる。日田川。件を也。考合せし。

○日田川

風土記石井郷件云。阿蘓川云云。即通球珠川。合為一川。名曰日田

川、羊魚多在。解云、今猶多産。肥大味美。大者至尺餘。勝美濃國長柄川羊魚云。遂過筑前筑後等國。入於西海。とあり。さて風土記解云、日田川、阿蘇球珠二水合流。西北行。三里餘。至渡里郷関村。今謂三隈川是也。日田郡也。日隈月隈星隈トテアリ。其辺ヲ流ルハ川ヲ三隈川ト云ナリ。日隈ヨリ烟草ヲ出ス。名産ナリ。近國ニヒサグ。まじ日田川自渡里郷過筑前國上座及下座二郡。南經筑後國生葉郡及三潯郡等。西南流入海。所經肥後豊後筑前筑後肥前。總五國。是謂筑後川。世所稱三大河之一也。とあり。日田川、里と云。りふなり。おのれ三四月の比。此辺に多し。せし。日田川水いと清らう。よして。蛙又虫ことさ。多し。又隈町の邊。又鷗鷁を飼く。此川の羊魚を取て。なり。さひと。さる。多し。そのハ。箇夜の頃。よも。昏の内より。數里。川上の方。よ。船を

さし登せ。日町の暮。り。なり。其鷗鷁舟と云。色のハ。いとく。ちの明。る。頃。又隈町の。う。り。又。つ。く。又。月。の。頃。又。月。の。入。を待。く。志。あ。き。ろ。なり。其鷗鷁舟と云。色のハ。いとく。ちひ。さ。く。し。て。こ。づ。あ。い。鷗。つ。く。人。と。船。さ。は。人。と。二。人。の。ちを。の。り。よ。作。ま。り。船。中。よ。も。薄。の。松。明。あ。ま。こ。み。入。れ。く。それ。を。左。手。よ。と。ま。し。て。右。手。よ。て。鷗。を。つ。く。事。なり。ひ。と。り。よ。て。四。も。五。も。つ。く。あ。い。手。を。ひ。ぬ。り。つ。く。糸。の。と。これ。ぬ。や。よ。と。り。さ。む。く。さ。ま。え。も。い。も。だ。お。も。し。ろ。き。見。物。なり。此。隈町。の。う。ら。よ。て。つ。く。あ。い。手。を。見。ぬ。る。よ。早。瀬。を。さ。し。下。流。時。の。さ。よ。こ。と。さ。ら。よ。め。づ。し。此。川。筋。よ。遊。む。人。あ。ら。ず。代。鷗。船。の。比。よ。お。く。る。べ。う。る。代。

○鐘坂

風土記云、日田郡鐘坂。在郡西。昔者纏向日代宮御宇天皇登此坂上。御覽國形。即勅曰、此國地形似鏡面哉。因曰鐘坂。斯其縁也。とあり。鐘坂ハ。加々美佐加とよむべし。風土記解云、鐘坂

在石井郷上野村東坂上有二路俱達筑後帝登覽于此蓋自
生葉到日田其轍跡可知也まゝ今登臨于此山翠圍繞郡表
其中豁然平圓真如斯言然とあり天皇ハ景行天皇を申候解
如斯言然とあるハ天皇
の勅を云あり此坂ハ三隈川の西南の傍よして少しの坂なりの坂
上又石祠あり是ハ今より六七十年むより昔より平地又平ふる石
天皇を奈まりと云それより今少し上の平地又平ふる石
あり里人ハ景行天皇の御船つゝさ給へりし石なりと語
つなり此地川をへだてて隈町又向へり其間又又こり
りあり

○鞆編郷

風土記又日田郡鞆編郷在郡東西昔者磯城島宮御宇天皇國排
閑廣庭天皇之世欽明天皇を申候日下部君等祖邑阿自仕奉鞆部

其邑阿自就於此村造宅居之因斯名曰鞆負村後人改曰鞆
編村云云村一本作郷和名抄又日高郡又連とありさて風土記
解又案又連与鞆編國音俱同拾苴抄作鞆編亦鞆連蓋連者
遍誤也倭名抄作又連亦誤蓋鞆之省文作又又轉訛作又又
又並轉写所致也とありさて鞆編ハ由支阿美少訓べし鞆
ハ編て造る物なり倭名抄十三卷又鞆叙各云歩人所帶曰
鞆初牙久和名由岐以箭又其中也とあり
又さて太神宮式又蒲鞆二十枚長各二尺上廣四寸五分下
廣四寸以檜作之編蒲著表以鹿皮著頂以丹畫裏著緒四處
並用紫革長各二尺廣一寸又負觀儀式延喜式等又鞆者
鞆編氏造之とありさて師説又豊後國風土記解又鞆連の
連を遍誤又とありハ非なり万葉集十三卷又遠智小管不連
知と有て連を編又用ふる事論なしといもれしなり
今里人ハ又連と書て由支比之唱ふるなりさて万葉集十

一卷の作者不詳

ミモトホリニキミノサトニイモラオキテコ、ロソラナリツチハフソトモ 能個往箕之里尔妹子置而心空在土者蹈鞠

同書略解云。往箕豊後鞆編歟とあり。此説さもあるべし。比

々美とハ常ニ親ク通不詞なり。鞆負ハ後世ニエケトク唱

ひとが唱へありけむ。さらむニキヒもニキオヒのオのモ

ぶつりぬるものにてあるむ。鞆負と鞆編とハ其なそ

業の異なる物なれむ。風土記の文いさて風土記解云。日下

部或作草壁。按姓氏録曰。日下部出閑化天皇皇子彦坐命子

狹穗彦命後而有宿祢。有首有連。未見有君。補曰。本部石井郷。

古昔有謂日下部春里富豪者。盖斯後歟とあり。風土記解補

なり。さて和名抄云。筑前國嘉摩郡草壁。筑後國山門郡草壁

など見えぬるハ。この邑河自よ由ある事ふじよもあ

ぬ。又同書云。鞆編郷在郡東西東南之誤也。郡之東南三隈

川東有村名曰又連。龜山隨筆云。日田郡鞆編郷。今郡の中央

又在十一村を統ぶ。其聚落を又連と云など見えあり。

○五馬山

風土記云。日田郡五馬山。在郡昔者此山有土蜘蛛。名曰五馬

媛。因曰五馬山云云とあり。五馬ハ伊都万と訓べし。風土記

解云。後世置五馬莊。管十三村。其聚落曰五馬市。有官道南達

之小國也。古昔此地方総称鞆編郷とあり。春樹云。五馬莊極

て。めづりしき瀧あり。天ヶ瀬の湯よりそよし。西より高

瀬。知瀬と云處より三四町南の山間。いれむ。則瀧あり。高

さ四五丈むあり。幅一丈許あり。瀧壺の淵。廣か。さ

して打見らる。おそろしきさまなり。落来る水の飛ちるさ

よも、げと櫻花の嵐よりゆか如く、又綿丸と云物を、ま
ろむし落そが如し、瀧の下六七間許り、至て見るべし、珠
郡龍門の瀧よも、聊おくりぬれど、かむりかもしろき
瀧も、又ぬぐひまれなるものなり、いしといへり。

○温湯

風土記五馬山件、飛鳥、淨御原、宮、御宇、天皇天武天皇御世、戊寅

年、大有地震、山岡裂崩、天武天皇紀云、七年十二月、禁紫國大

舎屋、毎村多仆壞、是時百時一家在岡上、當于地動、又以岡崩

處、遭然家全而無破壞、家人不知岡崩、家避、但會明後知、以大

驚之、此山一峽崩落、温泉處處々出、湯氣熾熱、炊飯早熟、但一處

之湯、其穴似井口、径丈餘、無知淺深、水色如紺、常不流、聞人之

聲、驚慄騰沸、一丈餘許、今謂温湯是也、とあり、暢湯ハ伊加理

由と訓へし、さて風土記解云、五馬莊、東赤岩邑与又連郷、東

南湯山村接攘之所有温泉、能療諸瘡、所謂天箇瀨温泉也、赤

岩湯山、俱古昔叡編郷□所稱即是也といへり、龜山隨筆云、

馬山、温泉と云ハ、只大よそ云るにて、今の五馬市の迹所

よもあつた、今の赤岩村の古園と云處の山などよてもあ

るべし、其麓そなち温泉なりといへり、解、文

今そあし委しりふざるハ、くちを

○石井駅

延喜式云、豊後國石井驛あり、訓義名義ともよ石井郷件よ

云、又、龜山隨筆云、石井驛趾と云物、今慥なる證ハな多れど、

必、今、石井村内、又在しなむと思はる、今の官道を以、其記

ハ、上古日田郡、郡家、今田島村、又在しなむと思はる、由、

彼是あり、我隈町也、田島村、在しを、文、祿、さて其道筋と云

も田島郡家より高瀬村に移りて。□方の山は添て石井村
に至る。夫より南内川野村堂尾村等を経て筑後國生葉郡
田籠田に至る。其流末國府に至る。今隈町より鏡坂を登り
て石井に至る。川下村を
経て。同生葉郡に至るものなり。此件ハ細注まで
後世便利は随へるものなり。此見えあり。此件ハ細注まで
も森氏の説なり。

○在田郷

和名抄云日高郡在田あり。訓義名義ともみ。荒田駅件云
也。在田郷。圖田帳。龜山隨筆云日高郡在田郷ハ郡東北に在
て。今世一村を統ぶとあり。東鑑十八卷云建仁四年十月云
云荒田庄地頭山北六郎種頼と
あり。さてその山北氏ハ筑後人なり。て。もとハ日田郡ふる
大藏姓の氏族なれむ。かゝる由ありて。此在田郷の事なる
むと思へりしか。彼庄ハ大隅國正八幡宮の神領なれむ。
この事なるあり。村名帳ハ大隅國菱刈郡荒田村と云

も見え
あり。

○夜閑郷

和名抄云日高郡夜閑あり。印本ハ夜閑とあり。今風土
記解の説ハ因て。閑ハ改む。夜閑
ハ也。初とよむべし。今もヤケと唱ふる由なり。筑後國三猪
郡又肥後國菊池郡などにも夜閑郷あり
也。筑後なるハヨアケと唱ふるより。名義いさご考へば。もし焼の意にて
も有む。駿河國焼津などにも焼の事 春樹云日田郡夜閑郷ハ
郡北に在て今十五村をすぶ。

○津江山

百練抄十三卷云安貞二年七月六日安樂寺言上云嘉祿元
年五月比豊後國津江山住人等於彼峯作畠之間堀金銅鉾

二枚事とあり。津江ハ都衣と訓へし。名義詳なり。杖の意ハ

てハありむ。此郷ハ近ク。肥後内ハ枚立と云所也。さて扶桑記勝ハ日田郡津江

と云處ハ郡南ニ在テ肥後ヨサマヘ里。東西七里。南北六里。

或ハ四五里。大山の中ニ籠まむ。里名を津江山とよぶ。田

畠高千六百石餘ニシテ。凡テ八村あり。此地大なる材木多

し。又猪鹿狼の類多しとあり。又同書ハ源三位頼政家臣長

兵衛尉長谷部信連ガ子孫。此地ハ末あり。任テ近代まで此郷を領せし。津江山城主長

部鑑盛大友義鎮ハ屬シテ後家絶多リ。云津江氏の宅跡

ト云。今もあり。此地今ハ公領ナリ。善鳴録三卷大

智禪師肥後州宇土郡人云云。延元戌寅長谷部信雄建太平

山兜寺于豊後津江莊兵藤村常足按ずる。治乱記ハ筑後

國士津江氏ト云。見元あり。是彼長谷部の子孫ナリ。後

田ノ兩使を肥後國阿蘇ニ下シテ。大宮司ニ將。故實をトイ

給ふ時ハの兩使日田郡津江莊長谷部信義ガ宅ト云。来

りト云。其假山ハ後中ノ残りシ。近比ハ大石ノ大。門徒寺を

建ク。傳來寺ト云。今橋原村ニあり。此寺ハ假山中ニ立。此

りト見ゆ。堂下など。假山泉水等ハ昔の。大石ノ大。見ゆ

む。今此寺ハこれ。假山泉水等ハ昔の。大石ノ大。見ゆ

ろ。今此寺ハこれ。假山泉水等ハ昔の。大石ノ大。見ゆ

社。今此寺ハこれ。假山泉水等ハ昔の。大石ノ大。見ゆ

あり。今此寺ハこれ。假山泉水等ハ昔の。大石ノ大。見ゆ

あり。今此寺ハこれ。假山泉水等ハ昔の。大石ノ大。見ゆ

○大肥莊

圖田帳ハ日田郡大肥莊六十町。領家安樂寺別當御坊。地頭
職上野國御家人大鷹四郎頼胤跡。當知行不分明とあり。大

肥後志 卷ニ
云を考ハハシ

肥ハ於保比とよむべし。名義いさく考へば、まゝありぬや。又日向國小肥と云火まゝ負せとる處あり。是等もよく似ある名なり。彦山縁起又南限

屋形川壁野豊後國日田郡屋崇大肥里云云。風土記解又日

田郡云云。後世置大肥大山津江五馬四莊など見えあり。又

龜山隨筆又日田郡大肥と云ハ。窪河内村中島村中村高野

村。凡て四村なれども。中島中村の二を大肥莊と凡餘二村

ハ。巨理郷又つけり。是ハ安樂寺領のまゝを傳へたる物な

るべし。大肥ハ。巨理郷内よりとれり。ものなりとあり。安樂寺領

と云ハ。此外津江莊なども。其内と聞ゆ。そハ上より引き如

く。百練抄又安樂寺より。津江山事を言上志とるよて志る

る。さて龜山隨筆又保元物語見えあり。鎮西ハ臣下鬼

田与三と云人ハ大肥莊窪河内村の鬼田と云處の人なり。

代々鬼田に居る。因て鬼田某と云今其子孫筑前國上座郡の内より。

○球珠郡

延喜式又豊後國球珠郡あり。和名抄又豊後國球珠須何

又。名義ハ。風土記又昔者此村有洪樟樹因曰玖珠郡也あり。

風土記解又郡南有山名曰洪樟一名斷樹山高一里許周廻

二里餘上平如臺相傳云古昔有大樟樹樹高不知幾千尺其

樹自儼倒土人伐之斷株蟠根化為石即此山也又曰昔此山

有寺名洪樟其廢跡土人祭地獲磁罽古物者間有之補云村

字諸本皆同或郡字歟不然則違他郡さて此郡事の歴史及

記等小見えあり。欽明天皇紀十四年七月辛樟勾宮天武天

皇紀元年六月小云云遣佐伯連男於筑紫遣樟使主磐子於吉

備國並悉令興兵仍謂男与磐子曰其筑紫大宰栗隈王与吉

備國守當摩公廣島二人元有諱大皇弟疑有反狀若有不服

色即殺之於是磐子乃拔刀以殺也

棒使主事ハ此外物ハ

此ハ凡棒ト云地名ハ是をあきて外ハ古クハ聞え代其上
同時ハ大分君ナトト帝ハ仕奉て功をなせる事ありハ此
球珠なる事清原系圖ニ寛平年中有少納言清原朝臣正高

者有罪九降但馬人其後又轉任豐後人因是任球珠郡其子

孫長領球珠郡也其先者出於天武天皇天武天皇御子舍人

親王舍人親王御子貞氏王貞氏王子大納言清原朝臣有雄

有雄子備後守清原通雄通雄子清原房則房則弟少納言正

高也正高子清太輔清原正道正道子長野太郎清原助道助

道子清原通平通平弟山田次郎清原通成

成ハ遠ノ誤力通成弟

飯田三郎清原通次通次弟惠良四郎清原末次末次弟野上

五郎清原兼繼兼繼弟古後四郎清原通房此時分為數家後

称球珠地頭職十二家者是也云云長野氏出於通平通平義

子通網通網子通泰其子孫世々居長野郷長野村古後氏出

於通房通房子為言其子孫世々居古後郷古後村帆足氏出

於通次通次子是次是称帆足大郎其子孫世々居帆足郷帆

足村森氏出於帆足是次弟家通家通子廣通廣通子通里是

称森右馬允其子孫世々居山田郷山田村小田氏出於通遠

通遠子成網成網子成通是称小田三郎其子孫世々居山田

郷小田村太田氏其祖未詳上惠良下惠良二氏出於末次三

男惠良兵庫宗高宗高子孫世々居飯田郷惠良村其後分為
上下二家飯田氏出於通次通次子通貞通貞子孫世々居飯
田郷野上氏出於兼繼兼繼子通直通直子孫世々居飯田郷
野上村平井氏出於通房通房子為言為言子通秀是稱平井
三郎其子孫世々居古後郷平居村已上十
二家也此外原田志津里
綾垣石田魚返松本等之數家悉出於助通云云森飯野氏系
圖云日向國諸縣郡飯野政兼飯野藤原左近兵衛尉母者山
名藤七郎女也政兼子元政飯野木工尉母者大野十左衛門
女也安貞二丁亥二月仕豐州大守大友左近將監能直之嫡
子同大炊助親秀初賜豐州森庄住彼地依之改名字為森從

復代々為大友家臣是森氏之元祖也元政子為利森新左衛
門尉母者柴田六郎女也其子利次森右馬助母者河原三郎
左衛門女也其子政房森治部右衛門其子利重森六郎左衛
門其子元利甚兵衛尉其子元久源太左衛門其子政久森主
膳其子政次森長左衛門其子政氏森團右衛門其子元重森
十郎左衛門其子政時森新左衛門其子政守森五郎左衛門
其子政實森五郎兵衛尉其子元實森新左衛門其子政定森
忠兵衛尉其嫡男元治森五郎左衛門子孫在豐州相續二男
元利飯野七郎左衛門享祿二年八月為被相副杖權守被遣
筑州元利二男成間右名續飯野氏元治子元連初名飯野三

郎後冒父祖之名改号森勘兵衛尉。此時先祖代々之系圖於
豐州父祖許。天正九年二月十三日写之者也。了。此系圖
ハ筑前遠賀郡下底井野ニあり。應永觀覽上卷ニ。應永五年
九月廿七日玖珠判官氏喜云云。軍記略ニ。鎮西八郎為朝被
配流于鎮西之時。居豊後國球珠郡角牟礼山麓。同書ニ。永正
二年春肥後國住人菊池肥後守義宗為討後豊後國。催五万
餘騎。押入同國玖珠郡。於是大友義鑑亦引率軍勢。至尾田地。
取陣合戰及數日。菊池不得勝利。而引入肥後國。同書ニ。天正
十四年十二月。薩广軍將新納武藏守率六千餘騎。打入球珠
郡。押寄角牟礼城云云。雖然此城要害之地。而岩壁聳雲。如立

屍風。其上森帆足小田長野寺。以多勢。麓城之間。寄于者只遠
卷之云云。同書小文祿三年。以宮木長次郎令為玖珠日田西
郡守代。云云。享和武鑑小久留島。本國伊豫本姓河野久留島
伊豫守通喜。柳間朝散大夫。二万二千五百石。在所豊後球珠郡森。江
より大坂まで。陸百三十里。大坂より頭成まで。舟路當所指
百廿六里。頭成より森まで。陸都合二百七十二里。出之高。慶長十年より久留島氏領之。など見えあり。さて郡
大様ハ。風土記ニ。球珠郡郷參所。九里驛壹所。和名鈔ニ。球珠郡。
今已山田。永野。已上三郷なり。圖田。幟。玖珠郡三百八十町。三八五
の高二万九千三百三十三石。郡内本郷為露見。定田代合三
百三十五町。本郷百町。領家職城興寺新郷二百三十五町。領

家藏本家安嘉門院御跡長野郷山田郷古後郷帆足郷飯田郷已上郷五郷風土記解五郷球珠郡其疆域幅員東抵速見郡界東南至直入郡界西南至肥後國阿蘇郡界西抵日田郡界北抵豊前國下毛郡界東西六里餘南北九里許などあり上小引る清原系圖

○新宮八幡社

新宮八幡社鐘銘地主弓箭大明神勅稱新宮八幡清原正高魂貞氏親王孫清原氏野上成繼貞氏親氏王嫡嗣清原真人道政宇多天皇孫源氏高橋宗政葛原親王孫平氏枚原武

政鬼監大夫孫大藏氏賊津永村貞氏親王孫清原氏大田道忠宗徹居士作之とあり新宮八幡社ハ玖珠郡塚脇村とあり此社ハ清原正高の鐘とてあり小鐘なり其鐘圖並ニ銘文ハ

木板ハ摺て世ニ施せり其因おづ上ニ龍頭あり中間の中冠ハ今世のさまあり両方ハ日月あり左右間ハ八卦形を其因おづ上ニ龍頭あり中間の中冠ハ今世のさまあり東帯の像ニして衣左右間ハ八卦形を

○寶神社

社記畧ニ寶神社者豊後國玖珠郡之惣社而在郷寶山所祭神云云去森城者東南一里許社之傍有石窟祭礼十月云云とあり此社事ハ重て考ふべし

○瀧神社

瀧神社縁起畧云。寛平年中少納言清原朝臣正高云云。極
横笛之妙。其外技藝之堪能也。度々参候於御遊之處。遂通考
光天皇之妃小松女院事。及露頭被解任。少納言即左遷於但
馬。以其後又轉任於豊後云云。初任豊前國下毛郡宮園村。
後又來當國球珠郡。而娶矢野檢校兼久之女。生子于時。彼女
院從正高跡。先下豊前國。即來當國球珠郡。其時女院一宿之
地。今日粧井。於此處取化粧水之故也。其井今猶存。割捨自粉
筥之處。曰筥割。共塚原下塚脇二村之内也。又矢野之邊有三
日月瀧者。於此處女院逢一樵夫。問正高之在所。樵夫詳告之。

及矢野檢校女之事。女院不堪恨。直投身沉瀧水。女院侍女梅
局又從入水云云。女院有從者二人。称兒井太郎。在隈次郎。遂
歸京。正高聞此事。大驚。即來此地。於瀧上造墓。埋女院及侍女
十二人之死骸。其後正高子孫祭女院之靈。為神社。今瀧神社
是也。又社邊洪樟樹如塔婆者。有十二基。是侍女十二人之墓
也。又彼樵夫悔之。投身死骸隨流。至筑後國生葉郡大石村。里
人祭之。為神社。樵夫別當社是也。とあり。森春樹云。球珠郡瀧
神社ハ郡中の大社なり。今ハ上宮下宮とて。隔河て兩社あ
り。毎年九月廿九日。大祭有て。市立殊々賑もし。矢野ハ戸
畑村内にして。大川より山裾の小里なり。兼久ガ宅跡

と云色の今もあり。又速見郡由布郷六所宮社記に、正高豊
前々も成て宇佐郡安心院、豊後國由布院兩所を領し、初安
心院に住し、後由布院に居る。夫より球珠郡に至て、後
勅免を蒙て、都に登りし由見えあり。此神社の事ハ、球珠の
出で聊初より引出ぬるが如し。さて、森氏説に、瀧社縁起
小見えぬる女院事を考ふるに、光孝天皇妃とあるハ、いり
ガ大系國ハ、醍醐天皇皇子、章明親王御子、齋宮、隆子と申せ
しをバ、小松、女院とまをせし事見えぬり。され、光孝天皇
ハ、此女院の時より、進み前なり。按ずるハ、光孝天皇を小
松、天皇と申せし事あれ。色し、さる事より、誤りぬる。さ
りて、彼女院と云ハ、豊後守、娘など、小ハ、あ、ぬ、か、や、彼、後、者、ぬ
りし、穴、井、在、隈、の、西、氏、とも、小、大、分、郡、郷、名、なり。穴、井、ハ、阿、南
と、通、ひ、て、ア、ナ、ミ、とも、ア、ナ、井、とも、里、人、ハ、云、なり。女、院、と、ハ、
土、俗、押、尊、て、こ、り、小、負、せ、と、る、名、なる、べ、し、さて、正、高、より、
出、ぬ、る、清、原、氏、系、圖、を、考、ふる、ハ、豊、前、守、房、則、ハ、正、高、兄、通、雄
子、と、ぬ、さ、る、ハ、大、系、國、を、考、か、れ、バ、通、雄、と、云、人、なく、房、則、父

ハ、筑前守海雄なり。され、バ、玖珠清原系圖の方ハ、誤なるべ
し。さて、正高ハ、房則、子、にて、父、豊前守が、ゆ、り、を、尋、て、宇、佐
郡、安心院、下、毛、郡、山、國、此、西、所、の、内、に、下、り、来、ぬ、り、し、なる、べ
し。山、國、宮、園、村、も、正、高、の、跡、あり。又、彼、女、院、の、跡、も、あ
り。正高、跡、を、先、神、社、有、て、雲、八、幡、宮、と、云、云、正、高、ハ、玖、珠
郡、に、子、孫、を、残、し、て、都、に、登、り、し、人、と、聞、え、ぬ、り、さて、女、院、の
来、ぬ、り、給、ひ、し、道、筋、山、國、より、し、て、ハ、下、塚、服、村、の、遺、跡、小
便、あ、志、く、六、所、宮、より、と、さ、る、時、ハ、道、次、も、よ、ろ、し、と、云、り。
神、宮、穴、井、淡、路、云、瀧、宮、来、由、と、云、ハ、往、古、小、石、祠、有、て、三、女、神
を、祭、る、是、を、瀧、大、明、神、と、云、其、後、小、松、女、院、を、祭、て、御、殿、を、再
真、と、子、時、天、延、三、年、と、号、す、又、森、城、下、より、二、里、坤、方、に、當、て、
同、郡、山、田、郷、内、小、田、山、浦、村、の、境、地、に、嵐、山、と、云、色、の、所、り、前
に、大、なる、瀧、あり。是、に、依、て、此、社、を、瀧、大、権、現、と、云、と、聞、え、
り。社、より、良、方、に、あり、て、靈、廟、あり。玉、垣、の、内、に、櫻、の、大、木、何
り。又、神、前、より、東、に、高、て、古、き、石、の、堂、あり。是、も、梵、字、の、と、
て、年、号、銘、文、等、なし。宮、所、ハ、瀧、壺、の、水、一、面、に、め、り、三、方、共
に、岩、不、す、ま、を、立、ぬ、ら、う、如、し。宮、ハ、東、向、に、し、て、御、殿、ハ、三、間
四、面、并、殿、も、同、し。其、後、戸、畑、村、に、女、院、を、勸、請、せ、り。是、も、年、号
志、れ、ず、是、ハ、瀧、原、山、と、い、か、地、あり。此、所、に、わ、り、や、を、た、て、な
例、年、九、月、廿、九、日、祭、を、あ、げ、三、日、の、市、あり。此、外、古、き、記、録、な

し。室おとしてせしをりの笛御紐のふれり。常足按する。穴井氏の説の如くある時ハ。瀧神社といひ。西小田山浦村と。戸畑村と。二所又あるの如し。此事あしあや。聞正して記しおひまふしきごあり。

○龍門寺

豊鐘善鳴録四卷。蘭谿禪師諱道隆。姓冉氏。宋國西蜀涪江人云云。遂以淳祐六年乘舶著博多。暫止圓覺寺。即本朝寛元四年丙午也。師將入京城。路歷豊後。跨球珠川東源。偶觀瀑布。清絶山勢奇秀。拊手嘆曰。宛類支那河南龍門。遂創一字榜曰龍門。有題瀑布偈曰。

玉瓶倒泻煙雲上。流出毘盧藏海中。到者須從聞處入。由來笑我耳無聰。

春樹云。龍門寺今越前國永平寺。屬して曹洞禪宗なり。杖柔紀勝六卷。球珠郡龍門瀧圖を載て云。球珠郡松樹村龍門瀧ハ。高さ二十間。横十三間。其下又深淵あり。又其前又金珠壇とて。上方廣平なる大岩あり。水其上を越て下所十五六間ハ有べし。下瀧ハ上瀧の如く懸水也。あふず云云。

春樹云。玖珠郡龍門瀧ハ。龍門寺後より見る事なり。庭より上。方ハ瀧見堂と云物あり。此瀧ハ二段又成て下る瀧なり。上なるハ。廣三四丈。高さ五丈許り。逆に落る水なり。下なるハ。急流なり。瀧壺。淵二段許り。絶壁屏風の如く。水の落る處の岩ハ。皆六角にて。亀甲の如くなり。淵水の深き事。幾千尋と云事を志す。あふず。た。方ハ。洞の如く。入りあはる處あり。入る事。世歩むりも。あるべし。上瀧の淵より。石瀨を下りつ。石ハ。觸て碎くる浪のいさ。不ひ。誠又白糸を乱せ。ろが如し。其奇なる事。毎とふる。又物なし。此處高さ四五丈。廣さ十餘丈あり。水浅り。れを。健なる人ハ。泳渡りて。向の

岸に到る事あり。さて上瀧の東峰を吐月峰と云。又其西洞を帰雲洞と云。又瀧壺を白雪庭と云。又下瀧を金瑞端といふ。山上山下すべて、松樹竹林青之渡りある中、春ハ櫻、秋ハ紅葉くさく有て、目もあやなり。さて此瀧ハいと近く依ても恐るべきさまある事なく、いとくめであき瀧なり。されむ京都の三井も此瀧を見て日卒第二の瀧なりと譽めありしなり。森館よりハ二里許の方ありて、山坂ふどある事なく、又官道の傍なる志良村よりハ一里許りよて、是も坂道などハなくて、行安き處なりといへりき。

○國清寺

豊鐘善鳴録一卷。萃庭菴主諱淨覺生、穴井氏、本州球珠郡今井鶴邨人也。年登壯室、深志出塵、投邑之國清寺、落髮受戒。萍遊江湖、研尋禪旨、還豐住、印地山之淨水云云とあり。此寺考へてうきくもハべし。

○圓應寺

豊鐘善鳴録一卷。天衣禪師諱智純、本州玖珠郡人。年甫舞勺、礼蔣山悟菴禪師云云。還故里、結菴棲居、名曰金峰山、円應寺とあり。天衣ハ應永十四年没せり。此寺、事ハかさねて委しく考ふべし。

○角牟礼山

角群山、日記云云。春樹云、角郡山ハ球珠郡森とあり。此山麓なる森と云處ハ、鎮西八郎為朝の配所なり。今ハ来留島家の居處となれり。角牟礼ハ、甚奇なる山なり。龍門瀧ハ、こより三里山奥とあり。

○田野

風土記又速見郡田野在西南郡此野廣大土地沃腴開墾之便無

比此土昔者郡内百姓居此野多開水田餘糧宿畝已富大奢

作饑為的于時饑化白鳥祭西南飛當年之間百姓死絕水田

不造遂以荒廢自然以降不宣水田謂田野其緣也風土記又速見郡

ある誤なり今風土記解又森氏の説又依く球珠郡内小

此社古ハ長者が宅地の辺燕田の傍に在しをいつの比ふ

ハ此社日本武尊を祭り云塵添壺囊抄三卷云昔

豊後國球珠郡小廣野有處小大分郡又任人其野小来りて

家造田を作りて住け又有付て家富樂かりけり酒吞遊び

ける小取合乃子を射ける小的無うりける小や饑をく

りて的小して射ける程其饑白鳥成て飛去りけり其

り次第又衰へて迷失りけり跡ハ空しき野と成りけり

るを天平年中小速見郡又住ける訓迹と云ける人さしむ

能賙手入ありし處のあせりけるを惜とや思けむ又此處小渡

て田を作りぬりける不ど其苗皆失りれば驚恐せり又作

らば捨りけりなとあり田野ハ多奴とよむへし今ハ多乃

さて風土記解又按地名田野者諸郡往々有之惟以球珠

田野為最且其故事相似及荒田千頃今猶存耕之無成所以

為田野也恐以球珠誤混于速見郡亦可知已豊日志曰和迹

部藤原仲哀帝朝人神功皇后三韓凱旋之後称疾隱于此其

孫大閑土田致富呼為田野長者善鳴録一卷云華庭菴主諱

今井鶴邨人也辛登壯室深志出塵投邑之國清寺落髮受戒
萍遊江湖研尋禪旨還豐任印地山之淨水此寺則田野長者
朝見長治所創而奉觀自在像之靈場也師募化郡邑鑿飾靈
像繕治廢宇閑中貞之業トアリ慶長之比ノ人ナリ

其後數世驕奢日益無狀嘗作饒數千以為地磚盛木為假山

善果數窮漸貧困且死絕水田復無耕者云相傳有長者以女

曰禱雨之事其說謬妄不可取已文安中僧行譽著璫囊抄云

云其蕪田方里餘畦畝儼存春夏草離々每畝異色或蒼或赤

成禾苗早晚之狀其遺跡又有七奇云云とあり龜山隨筆見

えある球珠郡田野事天平年中といひ又仲哀天皇の時と
云など是彼まがはしきと似あれと諸書又出せれば實は
あまし事よていあるべし政思ふと大郡阿南御真野内
山村なる浄水寺の田野朝日長者長治といひし色の制

せし處と云傳へく豊鐘善鳴録と云書などにも載せあり

孫又長者と成しなるべし中古諸國も長者と云し者ハ郡

司の富豪なるをいひ又只富る民の數代つゞけるを

云しと聞ゆるをいひ又の真野田野の長者などハ全く郡司

と思ハる由あり又ハの田野の長者などハ全く郡司

其ハ不斯鶴其ニハ青梅其三ハ青蓼其四ハ鳴瀬川其五

ハ音無川其六ハ念佛水其七ハ殺生石是なり其不斯鶴と

云ハ常ニ雌雄ニツの鶴ありて年ごとく子を産めども獨

いける比みなれむやうて見えたり又とこの二ツの

こなり是を土俗不思議と云ふ此部菅原村にもかくの如

き鶴ニツ昔よりそめり他國にも此類あるべし次ハ青梅

と云ハ春末ハ實を結ひて冬ニ至てもな青し是又因て

青梅の名あり春木此青梅と云物を取て庭に植ふる事有

るよ、兩岸の黒真土よ川柳なと茂く生ぬれを其根よか
よれて下の方ハうつろなりそこを流きゆく水の聊物よふ
れて音するを云なり次々音無川ハ鳴瀬川の上を云なり
是も大うく鳴瀬川のさまなるが底よ石と云よのされ
もなりれバ聊もおとハせざるなり次々念佛水燕田より
もこし東南よありて林中よ窟水の溜あるなり其辺よて
念佛それ水底より念佛の声よ應りて水沫つがごち上
ると云是も行て見とるよげよも志りて水沫つがごち上
水辺よ樹林ハ竹の根打のりて床の如くなる上よ行て
念佛それ其息を出せ勢よ付きて四五尺あるハ二三尺
向方なる物根の動くよりて水底より玉の如くなる
をあくろる色のなりいろよと云よ其處よ到りぬよそれ
念佛せざれども玉ハあがる事なり次々殺生石ハ燕田よ
り遠よ去て人家の辺よありて石霜の類よもやと
行て見ぬるよ石ハよの常の石よて異なる事なし其下よ
朝夕ことよ気のこちのなるにあり雨の降る時ハ晝も見
ゆることなり是ハ硫黄明礬などの毒氣の立上るなるべ
し人よハ害なりれども鳥虫など此氣よ觸あるハ盡く死
ぬるなり當郡湯坪村なる温泉山中よ寒地獄とてちひさ
き池あり其水のひやなる事水銀などの獄とて其中よ

熱湯のたぎるが如く湯き上りて其勢恐るべき色のあり
此水よふれぬる鳥虫又こくくよ死ぬるなりされバ
の殺生石も此水の毒氣地中よ伏あるが其宛より立上る
なるハしさて寒地獄の水も人よ害なりれバ人皆あて
諸瘡を瘡をなり又直入郡朽綱山の硫黄も今ハ玖珠郡田
野の内なり但山脈ハ九里山よつりけりといへさき又我
友僧神洞ガ説よ球珠郡野よりしとよ當て一里許
又扇山村あり家ハ世四五軒許ありて極山中なるそよ
り多ク扇山を通りて田野を見物よ行事なりさて其扇山よ
昔より美人一人づゝ出来て世々絶る事なしこれ彼温
泉よ入る人扇山の美人見物とて行者多しおのれも行て
見ぬるよ今的美人よ云ハ早く人妻となりて羊乃比ハ
□許なり極深山里よ育ちぬる人なれバ都がよて名高
く美人よもくははや人などの如くよいひしりだめ
き物よハあはれさやれども夏冬とも外よ出てなりさ
を嘗むよ手足のきめなとも聊そよふ事なく色など
よよまはしき色のなりさて其美人と云よのハ何となく
うらまはしき色のなりさて其美人と云よのハ何となく

限る事もなく。初の美人老ぬれを。又次一人出来り由なり。さて彼湯平の温泉ハ。金山の志づく。一人出来り由なくして。他病もさよろし。かろく。云。又此湯ハ。あむるのよも。あり。凡。吞てもよく病をいや。凡。由もて。飯をかしく。よ。汁を煮る。よ。此湯を用ふ。事なり。又速見郡由布院。此湯平の塚。山下池。小田池。とて。昔より大地の住めろ。と云。池ニツあり。二池の間ハ。十四五町許も。あるべし。二ツとも。湯平より。ハ。西又當て。世町あり。此辺を湯平。鉄川野。と云。て。極深山の里なり。湯平ハ。速見郡内。て。日向。延岡。鎮なり。鉄川野ハ。直入郡竹田。鎮なり。さて。彼小田池ハ。山下池。より。ハ。北。よ。あ。と。り。て。あり。小田池の方。ハ。雌地。を。め。る。よ。因。て。山下池。よ。さ。め。ろ。雄地。を。め。る。小田池。よ。通。ふ。と。云。山下池。ハ。山下。帯。の。如。く。め。ぐ。り。て。あり。長。さ。三。四。町。許。幅。ハ。十。五。間。或ハ。世。間。三。十。間。も。あ。る。べ。し。両。岸。より。大。松。多。く。さ。し。か。い。て。日。光。な。ど。も。さ。ぬ。バ。甚。く。ら。く。恐。し。き。處。な。り。水。色。ハ。いつ。も。清。く。て。濁。る。時。な。し。と。云。げ。よ。青。々。と。し。て。其。深。さ。も。計。り。か。く。き。ま。の。な。り。又。小。田。池。ハ。野。中。に。あ。り。て。長。さ。二。町。許。り。幅。も。一。町。許。あり。水。ハ。いつ。も。濁。り。て。さ。む。時。な。し。と。云。げ。よ。一。面。よ。濁。り。て。見。ぬ。る。物。な。し。人。を。害。を。る。事。な。り。れ。ハ。ふ。き。由。も。て。昔。より。見。ぬ。る。物。な。し。人。を。害。を。る。事。な。り。れ。

○今已郷

バ土人是を恐る、事なり。さて此辺ハ。玖珠郡内なり。や。速見郡内より。や。其事ハ。聞。を。ふ。し。あり。

和名抄。球珠郡今已郷あり。今已ハ。古基とよむべし。今を

假字。用ひむ事。例も。覚。束。な。け。き。ど。今。も。古。後。と。書。て。許。基。と。唱。ふ。る。郷。の。あ。る。よ。因。て。志。ば。り。く。古。基。と。ハ。よ。と。つ。る。な。

名義い。ま。ご。考。へ。凡。山。と。あ。る。類。よ。て。山。の。峻。し。き。を。云。り。

又物音を。も。ら。バ。し。き。と。云。事。万。葉。よ。見。え。あり。さて。圖。田。帳。し。や。り。又。覚。ゆ。も。し。し。れ。よ。く。も。あ。り。む。ゆ。

球珠郡古後郷八十町。本家安嘉門院御跡。本郷七十町。三

段。小地頭御家人丸衛門通重。心法名源。長野十郎重量。行法名平井

弥六重信。同次郎泰通。志津利。小次郎通廣。同九郎重通。同十

郎通継。原口四郎通村。今村五郎高能。各分領不分明。長野。平井。志津

利原口今村何是 平井名内石神六町六段 大 何段大何段
も清原姓なり 小 何段大何段
小の字ハ何れも奉行又書すへし大ハ大半の事とて三
分の二なり六畝六歩六厘余又あたる小ハ小半の事とて
三分の一なり則三畝三歩三厘余 矢部源次郎太郎入道
あたる半ハ五畝の事なり 法名 風土記解小今已今作古後小當作山田轉寫所致也其
心佛
地今並儼存龜山隨筆小球珠郡古後郷ハ郡北に在て今十
九村をまぶなどあり 同書又古後通重といふ清原正高の
後なり正高の後として古後氏なる
者郡中高良山文書又球珠郡古後郷之内塚服之村拾町
又多し之事任御判御奉書之旨打渡申状如件天文五年
九月十一日高良山座主坊長徳判重家判とあり天正の比
大友家臣又古後彈正と云人ありて隱徳太平記六十三卷
又見え
あり

○山田郷

和名抄云球珠郡山田郷あり 印奉又小田とあるハ誤なり
今風土記解の説又因て改む
山田ハ也万太と訓べし名義ハ地勢小因之負せらるべし
山田姓の住まし處にて負せらるなりとも思へりし
りど諸國又山田と云處ハ多きをそれ多くハ山間又田
などの有處なればあはさて圖田帳小球珠郡山田郷八十
なりもさる事なればし
町領家城興寺本村十二町三段新村十三町山楮村二十五
町三段地頭職小田左衛門尉重成 法名 横尾十郎成資跡横
尾尼公知行魚返村一町六段三百二十四歩内新莊 落字
有 魚
返次郎通秀 法名 同三郎通資 法名 同弥六通真跡第九郎政
法名 綱連有相續同小次郎通近各分領不分明同村戸幡菅蒲迫
五町四段六十歩 新村 肥前國御家人平田部藥王丸粟木名

八町新筑前國御家人原田七郎種秀とあり。さて風土記補
球珠郡山田郷引治村有都原。原中有小藪。土人呼為神墟。
無知其為何之神者。村老曰。往昔天皇來而將都于此。有故而
不果焉。斯故虛也。云。今按蓋景行帝行宮之址。直入郡有全
帝行宮跡。稱曰宮園。記稱宮處野是也。宮園宮所野。方音相同。
都宮所。並同都原之地。自日田至直入郡。道最使近。然則帝行
在于此。當無疑也。云云。何り。山田郷戸幡村に龍神社とて。古き社あり。其事くはしく上
あり。出

○永野郷

和名抄云。球珠郡永野郷あり。永野ハ。奈我奴とよむべし。又

ガノともよむべし。上野國長野
奈加乃。なと其外よもおなし。名義ハ。是も地勢小依て負
せとるべし。さて圖田帳小。球珠郡長野郷七十町。郡内之為
押乱。惣郷間田代未分明。雖及顯見。更無其實云云とあり。東
二卷鎮西合戦。件云。長野太郎。又圖田帳云。長野十郎重量。な
と見えあるハ。皆此長野郷より出ある姓なるべし。龜山隨
筆云。長野系因と云物を考ふる。正高より六代。孫長野大
郎通泰と云とのあり。東鑑云。見えある。長野太郎ハ。是り。正
高ハ。宇多天皇。比の人なり。重量云。その一族なり。一なるべ
し。其外九郎軍記等にも。大友の幕下。長野姓の人多しと
見え。さて風土記解云。按和名抄云云。按圖田帳。山田古後
永野。帆足飯田。俱五所皆為郷。蓋古昔無帆足飯田之名也。永
野既廢。蓋大隈塚。取二村之方。今稱永野莊とあり。龜山隨筆
云。今長野

と云二村ハ。郡南にあり。考ふる。帆足飯田二郷ハ。
後の物ゆゑ。是等混入しある物なりとあり。

○帆足郷

圖田牒小。球珠郡帆足郷八十町。本家安嘉門院御跡。大隈三

十町。地頭職大友兵庫入道敷。久富名十七町六段。地頭職帆

足六郎九衛門通貞。法名西連。○首書み。系圖み通貞なし。清田氏帆足太郎家通の子太郎廣通其弟

通貞あ森村十二町四段。地頭職森三郎朝通。法名カケヒラ道願片平田村

七町。地頭職森三郎朝通。同片平田清六通直。法名西信岩室村十

三町。地頭職岩室六郎良信とあり。帆足ハ保阿志とよむべ

し。名義いよと考へ凡志ひく思山小帆穂足ハ龜山隨筆。

球珠郡帆足郷ハ郡の東北ニ在て今十九村をそぶ。帆足郷

多々良若宮八幡宮天和社記ニ寛元三年帆足十郎兵衛尉

清原廣通云云。永和五年帆足九京亮清原通経。寛正四年帆

足丹波守清原直清。同攝津守清原繁清。永祿九年帆足民部

少輔清原鑑通云云とあり。

○飯田郷

圖田帳小。球珠郡飯田郷七十町。新領家職一乘寺。一本作院本

莊落字領家職城興寺。美良津名九町。豊前大炊四郎直重跡。

孫子鬼九今又直親。惠良村二十三町三段。小同木村十六町。

肥前國御家人長與右馬次郎家経。飯田本名九町五段。落字

新莊九町。地頭職大友兵庫入道殿。相藤名六町五段。新地頭

職野上太郎次郎資直。右田四郎盛明。松木三郎言光。法名淨阿書

曲村十町新莊豊前大炊入道殿女子持明院別當入道室家之
跡小田原弥次郎頼宗買得之由申之檀村七町地頭職横尾
十郎成資跡今城興寺知行野上村十一町六段大御家人野
上太郎資直石田四郎盛明法名道田各分領不分明之あり飯田
ハ伊比陀と訓べし龜山隨筆飯田ハ中昔よりハ
飯田丸近將監とあるもイヒガとあり又筑前ハ飯田姓人
ありを夫もイヒガと唱ふ事なれ古くハ全ク名義イ
イヒガと唱へくハシタとハ唱へざりし事決し
あゝ考へば飯盛飯沼なと云 龜山隨筆ハ球珠郡飯田郷ハ
又森館の東ハ含仙山と云處あり坂を登る事八町ありて
上ハ絶壁めぐれり其高き事數十丈なるハ其半ハ白く光
遠く物あり土俗是を百合若大臣の鷹糞なりと云二里許
遠くよりよく見ゆ或人ハ是を鐘乳石なりと云云

文許も上ハ見上る事なれ必定りよ見極めがたし春木
近くよりて見たるも只巖のきれあるが如くなる處ハあ
る横二尺許四五尺許と見ゆ又そのハ遠ざかりて見
バ横七八寸堅二尺許と見ゆ上方よりハゆるれぬ處なり
あまり又岩の根ハ見えだ四五十間許りさざれハ
又見ゆ誠ハ玉を含まるる岩なるべしと見えあり

○球珠駅

延喜式ハ豊後國球珠傳馬あり風土記ハ球珠郡風土記解
ハ云云今按古後郷有古駅跡名曰四日市或此地とあり古
郷ハ郡北ハあれハ日田郡よりハ入口なり式の
傳馬の序ハ日田球珠とつふぬあげあり

○慈雲寺

豊鐘善鳴録二卷ハ鐵賢禪師諱鑑鷹豊後州玖珠郡人髻年
薙度邑之慈雲寺とあり是も此郡内とハ聞えぬれどい

お詳なすべ

○稻守寺

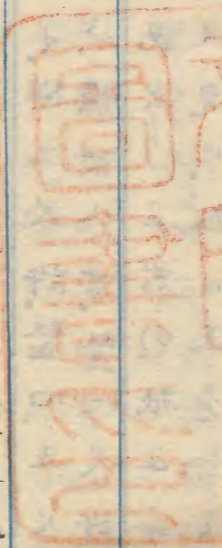
厨子棟木銘云。豊州玖珠郡朝日山稻守寺。觀世音。正平二年

六月十八日。再興とあり。此觀音像ハ筑前國上筑前上座郡

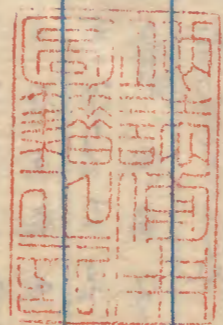
朝日山觀音緣起云。如意輪觀音ハ其始豊後國云あり。彼國

玖珠郡田野郷云。朝日長者と云者ありて云云。稻守寺を作

るとあり。



太宰管内志 豊後之三



新編

格

...

...

...

...

...

...

...

...

